

車体課税に係る地方税収の確保 に関する緊急決議

平成31年に予定されている消費税率10%への引上げに際し、自動車の需要変動の平準化や国内自動車市場の縮小等の理由により、経済団体等から車体課税の減税等抜本的な改正要望があがっているが、地方税収に深刻な影響を与えるこのような要望には、全国町村の総意として、断固反対する。

車体課税に係る地方税収は、エコカー減税の導入等の累次の税制改正により、直近の10年間では、約4,900億円、18%の大幅な減少となっている。

一方、道路、橋梁、トンネル等の整備・維持補修の行政サービスに要する経費は、現在においても車体課税に係る地方税収を大幅に上回っており、今後も社会資本の老朽化等に伴い、更新費用がますます増大していくことは確実である。

平成29年度与党税制改正大綱においては、「平成31年度税制改正までに、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行う」と明記されているところである。

車体課税にかかる地方税収は、財政基盤の脆弱な我々町村にとって欠くべからざる貴重な財源であり、特に地方においては自動車保有が多く、税収に極めて大きな影響を受けることが必須であることから、車体課税の検討に当たっては、税収を減収させず、町村財政に影響を与えないよう万全の措置を講じること。

平成30年11月28日

全国町村長大会